

公益社団法人三田市シルバー人材センター

安全・適正就業推進委員会設置要綱

(目 的)

第1条 公益社団法人三田市シルバー人材センターは、会員の健康、安全及び適正就業に関する事項を検討し、その対策を推進するため、安全・適正就業推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(業 務)

第2条 委員会の業務は次のとおりとする。

- (1) 会員が健康で安全に働くことができるための実施計画の策定に関すること
- (2) 会員の就業上の事故分析とそれに伴う事故防止対策の樹立に関すること
- (3) 適正就業の推進に関すること
- (4) その他、会員の健康と安全・適正就業に関する必要な事項に関すること

(組 織)

第3条 委員会は、理事及び会員を以て構成し、理事長が委嘱する。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 1人
- (3) 委員 5人

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

(委員長等の職務)

第4条 委員長は委員会の会務を統括し、会議の議長となる。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 委員等が辞任した場合は、その日までの期間とする。
- 3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第6条 委員会は委員長が召集する。

2 委員長は必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、その説明または意見を聞くことができる。

(報 告)

第7条 委員長は、委員会において審議した事項を、理事長に報告するものとする。

(委 任)

第8条 この要綱について定めない事項については、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 社団法人三田市シルバー人材センター安全就業推進委員会設置要綱（平成6年3月25日制定）は、前項の登記の日の前日をもって廃止する。
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。